



2021年10月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大 垣 内 剛
(コード番号：6173 東証マザーズ)
問 合 せ 先 財 務 ・ 経 理 部 長 平 野 真 生
(TEL. 03-6758-5588)

2022年2月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年10月15日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を中国財務局に提出することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第27期（2022年2月期）第2四半期報告書（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）

2. 延長前の提出期限

2021年10月15日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2021年12月15日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2021年9月2日付でTDnet（適時開示情報伝達システム）上で開示した「当社の一部業務に係る行政処分について」のとおり、当社が行っている業務のうちの一部（訪問販売形態のもの）について、消費者庁から2021年8月30日付で業務停止命令等の行政処分（以下「本件処分」といいます。）を受けました。

当社は、本件処分に至る消費者庁とのやり取りの過程で、2021年8月5日より、当社における特定商取引法を中心としたコンプライアンスに関する取組状況を分析・検討するための外部弁護士による調査を実施していましたが、2021年10月14日付の「2022年2月期第2四半期決算発表の延期及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会を設置した上で更なる調査（以下「第三者委員会調査」といいます。）を実施することにいたしました。

当社の監査法人による当社四半期レビューの結論の表明には、第三者委員会調査を踏まえて、2022年2月期第2四半期連結財務諸表等に与える影響に関する検討、及び追加レビュー手続の一環として、第三者委員会による提言を踏まえて当社が決定した再発防止策の内容も踏まえた追加検討が必要となります。また、当社においても、第三者委員会による最終報告書を踏まえて、財務諸表の追加検証を行

う必要があります。かかる監査法人による追加のレビュー手続には、当社が再発防止策を策定する2021年11月30日（予定）から2週間程度を要し、当社による追加検証にも同程度の期間を要します。加えて、当社は監査法人から、第三者委員会調査の結果次第では、重要な法令違反等に起因する返金の発生により、当社が東証マザーズ上場（2015年8月）以降に開示した連結財務諸表等の売上高を訂正する必要があるとの示唆も受けております。

このため、当社は、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限である2021年10月15日までに第27期（2022年2月期）第2四半期報告書を提出することができないこととなり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上